

令和 4 年度

水道用粉末活性炭購入仕様書

仙 台 市 水 道 局

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、仙台市水道局（以下「局」という。）が受注者から購入する水道用粉末活性炭の規格その他を以下に定めるものとする。

1 品名

水道用粉末活性炭

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用粉末活性炭は、JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）に定める品質と同等以上であり、以下に示す品質を満たすこと。

(1) 品質

① 品質-1

浄水又は浄水処理過程における水に、水道用粉末活性炭を設定最大注入率で注入したとき、水に付加される物質濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日 厚生省令第15号：最終改正による）の別表第一に掲げる基準に適合すること。

設定最大注入率は50mg/L以上とする。（ドライ炭として）

② 品質-2

製品の品質が、JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）により試験した結果、以下の品質に適合すること。

項目	品質
フェノール値	25 以下
ABS値	50 以下
メチレンブルー脱色力	150 mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	900 mg/g 以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4 ~ 11
塩化物イオン	0.5 % 以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900μS/cm 以下
乾燥減量	5 % 以下
ふるい残分（ふるい目開き75μm）	10 % 以下

③ 原料

植物系（ヤシ殻、木材、おが屑等）とする。

(2) 評価方法

JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて（平成12年3月31日衛水第21号：最終改正による）」に基づくこと。

3 品質試験

- (1) 受注者は、局の指定する日までに上記「品質・1」に係る製品の試験成績書を提出すること。
なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 受注者は、局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質・2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けることとする。
- (3) 納入製品においては、局による抜取り検査（製品の品質確認）を適時受けるものとする。製品の品質確認のため、製品納入時にサンプルを採取する際は、受注者は局の指示に従いこれに協力しなければならない。また抜取り検査の結果、製品の品質に不良品が認められた場合は、受注者の責においてこれを補償し、品質に疑義が生じた場合は、局と受注者の間で協議することとする。

4 契約方法及び契約期間

- (1) 契約方法は 1 kg 当たりの単価契約とする。
- (2) 契約期間は、契約の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

5 納入計画書の提出について

- 受注者は、次に掲げる事項を製品の納入計画書として作成し、局の承認を得なければならない。
- (1) 納入に関する取扱責任者及び管理体制表
 - (2) 仕入先又は製造工場から納入場所までの移送方法及び運搬経路図
 - (3) 緊急時の連絡体制表（製造業者や運送業者なども含む）
 - (4) 納入に使用する車両の車検証の写し及び写真（車両前面、後面、側面各 1 枚）
 - (5) 納入に使用する専用タンクの写真（タンク前面、後面、側面各 1 枚）
 - (6) 従事者名簿
 - (7) 安全データシート（SDS）
 - (8) 計量法第 23 条及び第 118 条の規定に従って検査を行った計量器検査成績書（検定合格証明書等、2 年以内に発行されたものに限る）の写しを提出すること。また計量法第 107 条による計量証明事業登録証の写しを提出すること。
 - (9) 新型コロナウイルス及び新型インフルエンザ発生時の対応について

6 納入

- (1) 製品の納入に際しては、事前に局から受注者に対し納入月日、納入数量を連絡することとする。
- (2) 納入時間の指定

製品の納入に関しては、以下に指定する時間を受け入れ開始の時間とすることを基本とする。
なお局からの指示又は受注者からの提案により、受入時間を変更する場合は、局と受注者の間で協議することとする。

納入場所	上追沢沈砂池	国見浄水場	中原浄水場	福岡取水場
受入開始時間	9：30	9：30	9：00	都度指示

- (3) 納入場所周辺の道路は、通勤通学路のため大型車両等の通行が時間規制されている道路*もあり、製品を納入する際は、歩行者や軽車両等の通行に注意するほか、道路交通法の規制にしたがい安全運転に努めること。
- * : 国見浄水場の入口付近の道路は、7時から9時まで大型車両の通行規制あり。また福岡取水場付近の道路は、道幅が狭く大型車両の通行が不可である。
- (4) 受注者が納入場所において製品を納入する際は、指定された形態（ローリー車又はフレコンバッグ）により納入すること。
- (5) 納入場所でのローリー車によるホース受入（受入配管）は100Aとする。
- (6) 納入品は、上記「2(1) 品質」に適合した製品であること。
- (7) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質・2」）を提出すること。また試験成績書には以下の事項を記載すること。
- ① 製品名：製品の名称
 - ② 試験年月日：品質試験の実施日（試験期間）
 - ③ 試験機関：品質試験を実施した機関名
 - ④ 試験結果：上記「品質-2」に示す品質項目についての試験結果
 - ⑤ 製造工場：製品を製造した業者と工場名
 - ⑥ 納入年月日：製品の納入日
 - ⑦ 備考：供試品のLot.No, 試験方法, 原材料, 賦活方法など
- (8) 製品を納入する際は、必ず局の立会いのうえ作業前及び終了後の確認を受けること。
- (9) 仕入先又は製造工場から局が指定する納入場所までの運搬費等、製品を納入までに要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (10) 製品を納入する際は、計量証明書を提出すること。またこれに要する費用は、全て受注者の負担とする。

7 納入場所

(1) 大型タンクローリー

① 上追沢沈砂池 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2
電話 022-281-2211 (茂庭浄水場：仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128)

(2) 小型タンクローリー

① 国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1
電話 022-234-4236

② 中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24
電話 022-394-2507

③ 福岡取水場 仙台市泉区福岡字北泉 30
電話 022-379-3633 (福岡浄水場：仙台市泉区福岡字台 103-2)

(3) フレコンバッグ

① 中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24
② 福岡取水場 仙台市泉区福岡字北泉 30

8 納入予定数量

納入場所	納入形態	(1回当たり) 最低納入数量 kg	年間予定数量 kg
上追沢沈砂池	大型タンクローリー	5,000	190,000
国見浄水場	小型タンクローリー	1,000	8,000
中原浄水場	小型タンクローリー	1,000	7,000
	フレコンバッグ	300	700
福岡取水場	小型タンクローリー	1,000	4,000
	フレコンバッグ	300	1,500

納入予定数量は水質状況等により増減するため、上記の数量未満又は超過した場合であっても、同一単価で納入するものとする。

なお局では、水源の水質が著しく悪化した際に1か月間で100,000kg程度の（高機能）粉末活性炭を使用した実績があることから、同様の状況が発生した場合においても納入に支障をきたさない供給体制を整備すること。

9 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、支払期限は、局が請求書を受理した日から30日以内とする。

10 その他

- (1) 契約締結後、製品の安全データシート及び連絡体制表を提出すること。またゴールデンウィーク・お盆・年末年始等の長期休業期間の体制については、事前に別途連絡体制表を提出すること。
- (2) 新型コロナウイルス及び新型インフルエンザの感染拡大により、納品が困難となることが予想される場合は、受注者は速やかに局へ連絡し、局の指示に従い、局の業務に支障のないよう努めなければならない。
- (3) 本仕様書に定めていない事項については、契約書および局の指示による。

以上